



平成20年
4月から
導入されます

「森林湖沼環境税」にご協力ください

県北地域や筑波山周辺の森林、平地林・里山林などの身近な緑、霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川など、豊かな自然環境を守るために、森林湖沼環境税を導入することになりました。この財源を有効に活用しながら、森林の保全整備や、湖沼などの水質改善のための施策などを積極的に行っていきます。



管理放棄され荒廃した森林(下層植生が生育できない状態)



窒素・りんなどの流入により、アオコ(藻類)が大量発生した湖面

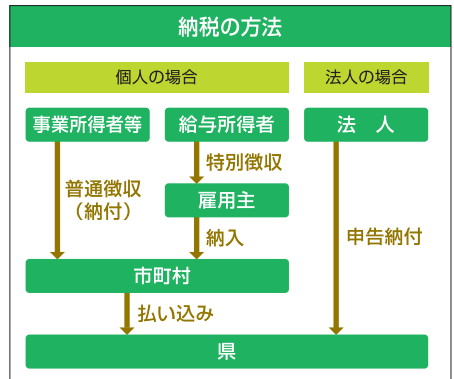
豊かな水と緑は、茨城に暮らす私たちにとって大きな魅力であり、大切な財産です。身近な環境である森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川は、水源のかん養、自然災害の防止の役割を果たしています。また、水道用水や農業・工業用水の水源にもなっています。さらには地球温暖化の防止など、県民生活や産業を支えるさまざまな公益的機能を持っています。しかし現状を見ると、管理放棄され荒廃した森林が増加し、また、霞ヶ浦などの湖沼の水質は、汚濁の進行は抑えられているものの、目に見えるほどの大幅な改善には至っていません。

このため、森林や湖沼・河川の果たす公益的機能を十分に発揮できるように、自然環境の保全を行うことを目的に「森林湖沼環境税」を導入することになりました。県民(個人・法人)の皆さまに、広く等しくご負担いただきますようお願いします。

「森林湖沼環境税」の導入はなぜ必要なのでしょう?!

森林湖沼環境税の概要

課税方式	県民税の均等割額への超過課税(上乘せ)方式	
	個人	法人
税率	個人県民税均等割(現行:年1,000円)に、年額1,000円を上乘せ ※ただし、次の方は課税されません。 ■生活保護法による生活扶助を受けている方 ■前年中の合計所得金額が125万円以下の障害者・未成年者・寡婦または寡夫の方 ■前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方	法人県民税均等割(現行:資本金に応じ年2~80万円の5段階)に、年額10%を上乘せ 資本金等の額 年税率 50億円超……………80,000円 10億円超50億円以下……………54,000円 1億円超10億円以下……………13,000円 1千万円超1億円以下……………5,000円 1千万円以下……………2,000円
課税期間	平成20年度からの5年間	
税収見込	概ね年16億円(左ページの事業を行うため、5年間で約80億円の事業費が必要になります。)	





税の使いみち

(1) 森林の保全・整備

必要な事業費：年間約8億円

1 間伐により荒廃した森林の保全・整備を推進します 約4億円

緊急に間伐を行う必要がある管理放棄され荒廃した森林のうち、水源かん養機能または山地災害防止機能が高い森林を対象とします

- ・新税で追加して実施する間伐 1,200ha/年
- ※現在実施している間伐（林業活性化のための森林整備） 800ha/年

2 身近な緑の保全・整備を推進します 約2億円

松枯れ跡地の復旧、都市部における緑の創出・保全などを新たに支援します
平地林・里山林について、市町村や住民団体等が主体となった保全・整備を推進します

- ・新税で追加して保全・整備する面積 250~500ha/年
- ※現在実施している面積 30ha/年

3 いばらき木づかい運動（県産材の利活用促進）を進めます 約1億円

県施設への県産材利用の推進、新築木造住宅への支援の拡充
県産材を利用したデザインコンペの実施、市民グループなどの木づかいの取り組みへの支援

4 森林環境教育などを通じ県民意識の醸成を図ります 約1億円

子どもから大人までを対象とした森林環境教育を進める指導者の養成、子どもの森など教育の場づくり、体験活動が行える仕組みづくりなど



(2) 霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水質保全

必要な事業費：年間約8億円

1 生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）を推進します 約4億円

●生活排水対策

窒素、りんを除去できる高度処理型浄化槽の普及促進

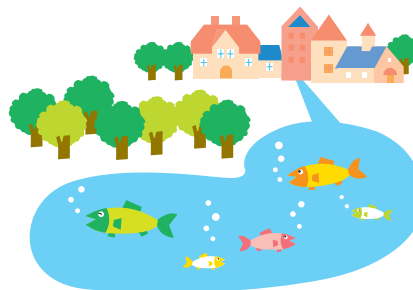
- ・新税により制度を拡充して整備する基数 年平均800基
- ・新税により制度を拡充して撤去促進する単独処理浄化槽の基数 年平均400基

●工場・事業場からの排水対策

・霞ヶ浦水質保全条例による規制強化に対応するための無利子融資による排水処理施設の設置促進、水質保全相談指導員の配置などによる相談・指導・監視体制の強化

●家畜排せつ物対策

・霞ヶ浦水質保全条例による規制強化に対応するための汚濁負荷削減施設の整備促進



2 農地や市街地からの流出水への新たな対策（面源対策）を推進します 約3.5億円

●農地からの流出水対策

・循環かんがい施設の整備など（5年間の整備面積：約3,000ha、湖岸の水田・ハス田50カ所、その他50カ所）

●市街地からの流出水対策

・流出水対策地区などに植生浄化施設などを設置

3 県民参加による水質保全活動を促進するとともに、県民意識の醸成を図ります 約0.5億円

●市民団体の活動に対する支援の強化

・市民団体の連携の強化、浄化実践活動への支援の充実

●意識啓発活動の強化

・きめ細かな意識啓発活動の展開、小中学生を対象とする体験学習の推進など

1年間の事業費約16億円

この事業を5年間行います。全体事業費は約80億円必要になります。

税のしくみに関すること
☎ 県税務課 ☎029(301)2418 FAX2448

税の使いみちに関すること（森林）
☎ 県林政課 ☎029(301)4021 FAX4039

税の使いみちに関すること（湖沼）
☎ 県環境対策課 ☎029(301)2968 FAX2969

専用ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/shinzei>